

天理市告示第58号

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約（昭和47年10月天理市告示第21号）の一部を次のように変更する。

第2条第1項各号を次のように改める。

（1） 山添村

ア 山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）が設置並びに運営するごみ処理施設へのごみ搬入検査及びごみ処理手数料の徴収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けた者を除く。以下同じ。）に関する事務

イ 一般廃棄物の最終処分場に関する事務

（2） 川西町及び三宅町

ア 組合が設置並びに運営するごみ処理施設へのごみ搬入検査及びごみ処理手数料の徴収に関する事務

イ 一般廃棄物の最終処分場に関する事務

ウ し尿の処分に関する事務

（3） 田原本町

ア し尿の処分に関する事務

第3条中「前条第1項に掲げる」を削り、「天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年3月天理市条例第9号）及び天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成25年3月天理市規則第15号）」を「関係町村の条例、規則及びその他の規程」に改める。

第6条中「委託事務」を「関係町村は、委託事務」に、「天理市の条例等を

改正」を「条例等の全部又は一部を変更」に、「関係町村に通知するものとする」を「天理市に通知しなければならない」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。